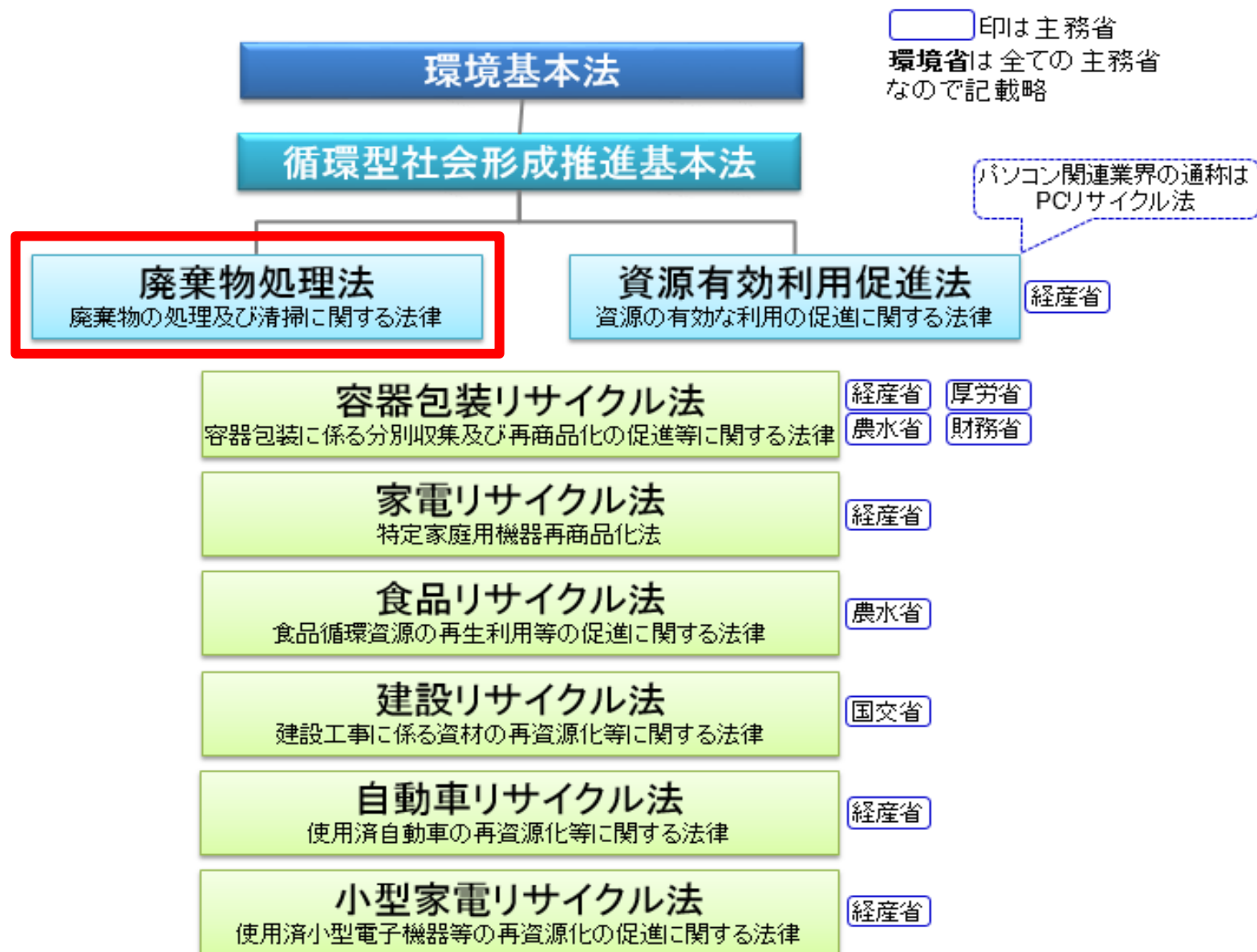


廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法、廃掃法)

廃掃法とは

略称	廃掃法、廃棄物処理法
正式名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
所轄官庁	環境省
制定年月	1970年12月
目的	<p>法第1条</p> <p>①廃棄物の排出を抑制し、及び</p> <p>②廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに</p> <p>③生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p>

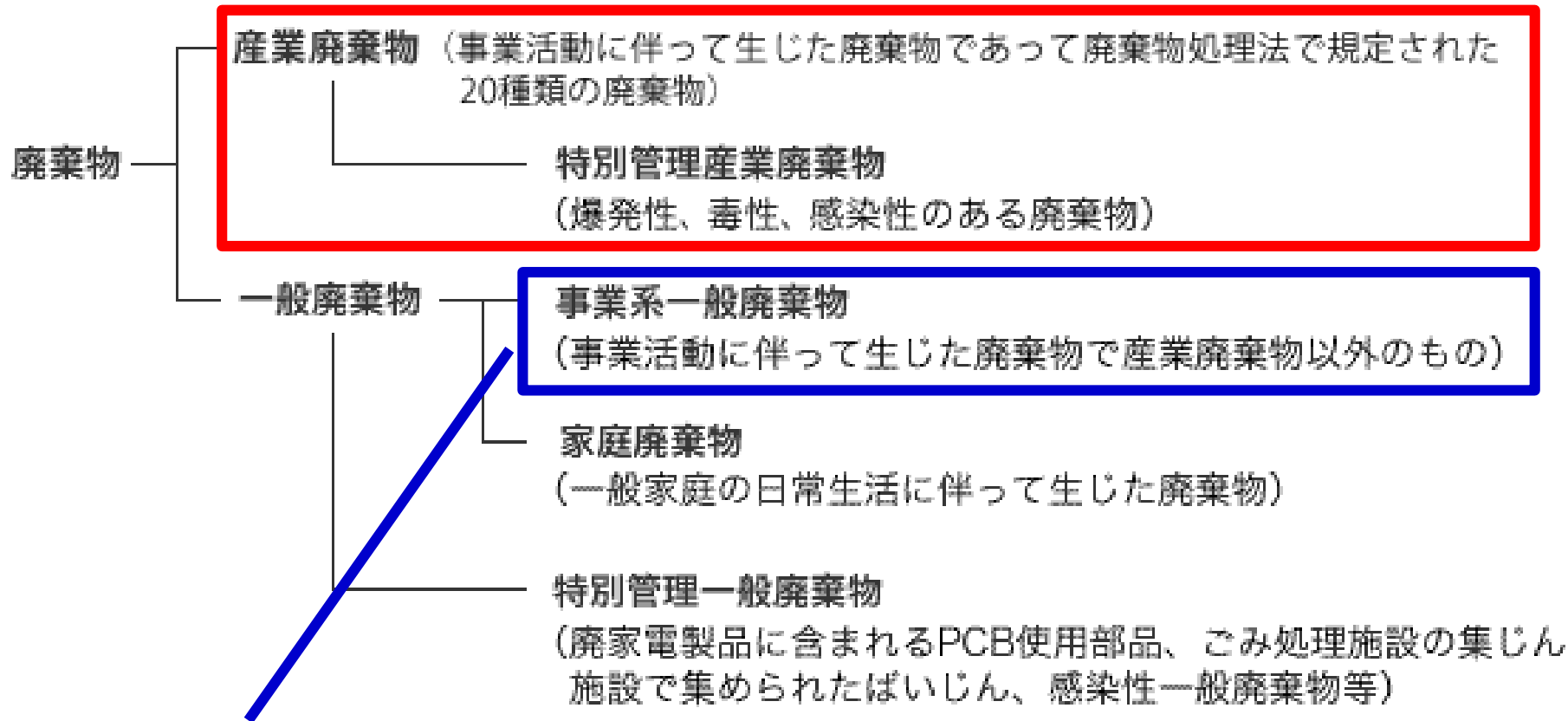
廃棄物処理法の位置付け



廃棄物処理法に関連する環境法令

法令・条例	概要
資源有効利用促進法	循環型社会を形成していくために必要な3Rの取り組みを総合的に推進するための法律。①再生資源のリサイクル ②リサイクル容易な構造、材質等の工夫 ③分別回収のための表示 ④副産物の有効利用
家電リサイクル法	家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の収集・運搬・再資源化に関し廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを規定した法律。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。
フロン排出抑制法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律。
食品リサイクル法	食品の製造・加工等行う食品関連事業者に、食品廃棄物の発生抑制と減量化を促し、食品循環資源の再生利用等を促進するために規定された法律。
PCB特別措置法	PCB廃棄物の保管、処分等に必要な規制等を行うとともに、処理に必要な体制を速やかに整備することを目的とした法律。
化学物質排出把握管理促進法（化管法）	化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律。 2つの制度・・・P R T R制度、S D S制度
（愛知県）廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	
豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例	

廃棄物の分類



OA古紙



シュレッダー紙



ダンボール



産業廃棄物の20種類

燧発酸 石炭火力発電所から出る石炭がらやゴミを処理した物の燧発酸など。	汚泥 排水処理の工場などから出る汚泥のもの。	廃油 潤滑油、洗浄油、切削油、ターボエンジン油など廃棄しにくい油。	廃酸 酸が2より大きい濃度の酸。	廃アルカリ pHが12より大きいアルカリ性の廃液。
真プラスチック類 再生プラスチック、発泡プラスチック、真プラスチック、パッキンなど。	紙くず 紙類、紙屑、紙類などから出る紙くず。	木くず 木材、木製部材などから出る木くず。	繊維くず 繊維工業から出る繊維くず。	動植物性残渣 食品残渣、生体残渣、動物性残渣など。
ゴムくず 天然のゴムくず。	金属くず 鉄くず、鋳造品、フック、鋼材、鋼材の破砕くず、切欠くずなど。	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 破砕ガラス、製薬廃棄物で使われるコンクリートくず、レンガくず、陶磁器くず、磁器くずなど。	紙さい 製紙用の紙の屑といふ。	がれき類 工場の廃材、建築または修繕により発生したコンクリートやアスファルト廃材など。
動物のふん尿 畜産廃棄物から出るふん尿、糞、のり等のふん尿。	動物系固形不燃物 畜産において、こまやし、又は製肉した豚あぶら、製肉廃棄物において発生した製肉の骨など。	動物の死体 畜産廃棄物から発生する牛、豚、鶏、にわとり等の死体。	ばいじん 工業廃棄物に定められたばいじん、またはばいじん発生施設において発生するばいじんなど。	13号廃棄物 産業廃棄物の種類により異なるもの。(コンクリート固形物など)

【代表的な混合物】

名称	産廃品目
蛍光灯 小型家電	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
電球 体温計	金属くず ガラスくず
電池	汚泥 金属くず
バッテリー	廃酸 廃プラスチック類 金属くず

Point

対象となる事業所の届出、報告書の提出義務

処理計画書	産業廃棄物の発生量が前年度1,000ton以上の場合
状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した場合
搬入届出書	豊田市外から市内に搬入する場合
変更届出書	豊田市外から市内に搬入する届出をした後に変更する場合
実績届出書	前年度に届け出た搬入数量に対する実際の搬入数量報告

特別な基準を要する廃棄物

特別管理産業廃棄物の種類

燃焼性の廃油	燃えやすい廃油（ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレンなど） ※引火点が70℃未満の廃油	
腐食性の廃酸、廃アルカリ	PH値が2.0以下の廃酸、12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある廃棄物	
特定有害産業廃棄物	PCB廃棄物	PCBを含有、又は付着している廃棄物など
	廃石綿等	石綿が飛散するおそれのある廃棄物（吹き付け石綿の除去物など）
	廃水銀等	特定施設から排出される廃水銀又は廃水銀化合物など
	有害金属等を含む	特定施設で生じた、基準値を超える有害物質を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、ばいじんなど

Point

対象となる事業所の届出、報告書の提出義務

処理計画書	発生量が前年度50ton以上の場合
状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した場合
設置届出書	発生する事業場を設置したとき ※特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
変更届出書	発生する事業場に係る変更をしたとき
廃止届出書	発生する事業場を廃止したとき

PCBに関する情報サイト（環境省）



ポリ塩化ビフェニル(PCB) 早期処理情報サイト

～期限内の安全な処理に向けて～

▶ 本文へ | ▶ 各種窓口案内 | ▶ サイトマップ

日本語 | English | Français | 한국어 | 中文

▶ 事業者向け説明会日程 ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくあるご質問 ▶ 関連資料・パンフレット

文字サイズの変更

HOME	PCBについて PCB廃棄物処理に係る 各種情報	PCB廃棄物処理等に係る 支援制度	PCB廃棄物 処理施設について	PCB廃棄物一覧
------	--------------------------------	----------------------	--------------------	----------

HOME > PCB廃棄物一覧

PCB廃棄物一覧

PCB廃棄物一覧

パンフレット・チラシ



銘板でわかるPCB含有
電気工作物一覧

▼ クリックで開きます

PCB安定器(コンデンサー)を
使用した照明器具一覧

▼ クリックで開きます

低濃度PCB廃棄物の区分
と測定方法

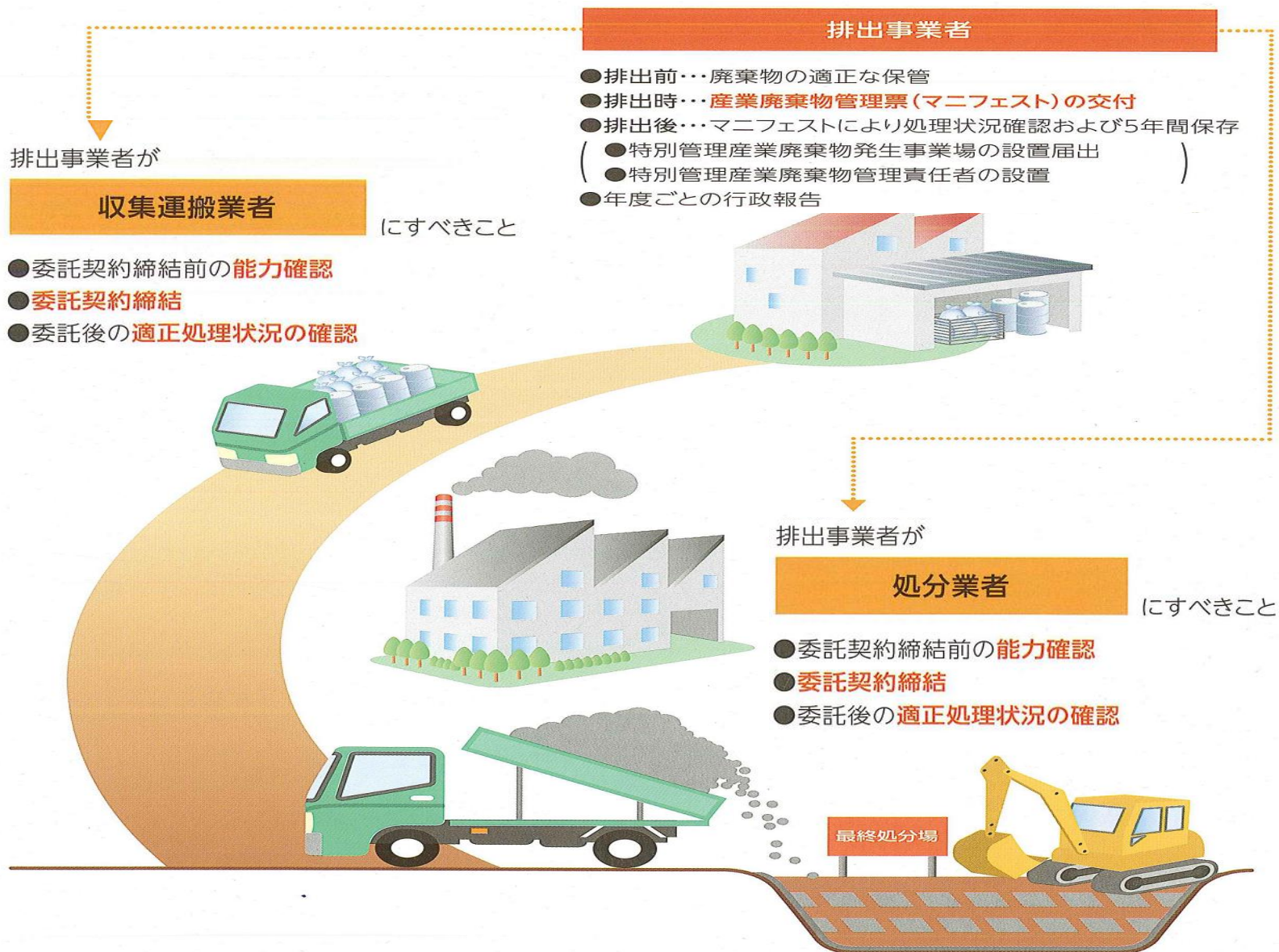
▼ クリックで開きます

Point

対象となる事業所の届出、報告書の提出義務

PCB廃棄物の保管事業者は、**毎年度、PCBの保管及び処分状況等届出をすること。**

排出事業者の責務の概略



廃棄物処理に関わる事業者責任

■ 廃棄物処理法第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

■ 廃棄物処理法第11条第1項

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない

■ 廃棄物処理法第12条第7項

委託した事業者は、その処理の状況を確認するとともに発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるための必要な措置を講ずる努めがある

Point

自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業の許可を持つ業者へ委託できる。

処理を委託した場合でも、産廃物が適正処理されたか確認する責任がある。

⇒確認方法としてはマニフェストでの終了報告や現地での処理状況確認

産業廃棄物保管基準（普通の産業廃棄物）

- 1) 周囲に囲いを設置し、法定要件を記載した掲示板を見やすい場所に設置する
- 2) 飛散・流出・地下浸透・悪臭予防のため
 - ・排水溝の設置、底面を不浸透性の材料で覆うなどの措置をする
 - ・屋外で容器を用いず保管する場合、法定積上げ高さの上限を超えない
- 3) ねずみ・ハエ・蚊その他の害虫発生を防止をする 等

※掲示板の要件

- ① 大きさ… 縦、横それぞれ60cm以上
- ② 表示事項…産廃の保管場所であることの記載

- 保管する産廃の種類
- 保管場所の管理者の氏名・連絡先
- 保管の高さ
(屋外で容器を用いず保管する場合)

Point

上記の内容については、指名された産業廃棄物の管理責任者が行う。

保管方法の例



掲示板の例

産業廃棄物保管場所		
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、ゴムくず、木くず、漆油、水銀使用製品産業廃棄物	
数量 <small>(積上げ及び処分時の保管の場合)</small>	—	
管理者	氏名 <small>(又は名称)</small>	大崎 展弘
	連絡先	内線: 887
保管の高さ <small>(屋外で容器を用いず保管の場合)</small>	—	

水銀使用製品産業廃棄物

※特に重要な産廃物

【主な製品】



蛍光ランプ



蛍光ランプ

電極部にセロテープ等を貼りつけ、絶縁する



電池類

- ・水銀体温計
- ・水銀血圧計

【必要な措置】

■ 廃棄物保管場所の掲示板

⇒ 産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」を記載すること。

■ 保管方法

⇒ 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。

※意図せず割れてしまったものについては、密閉容器に入れて保管する。

〈その他注意する点〉

- ・人や台車などが往来する場所には置かない。
- ・重ならないようにしたり、緩衝材を設置するなど。
- ・専用の容器に入れる。（密閉できる容器が望ましい）

■ 処理の委託

⇒ 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	・廃プラスチック類 ・金属くず ガラスくず・コンクリートくず ・陶磁器くず （※）
数量	8m ³
管理者	氏名 ○○工業(株) 取締役 薄井 太郎
連絡先	045-000-0000 内線2718
保管の高さ	1m （密閉容器を用いるべき廃棄物等）



産業廃棄物保管基準 **(特別管理産業廃棄物)**

- 1) 周囲に囲いを設置・・・
- 2) 飛散・流出・地下浸透・・・
- 3) ねずみ・ハエ・蚊その他の害虫発生・・・

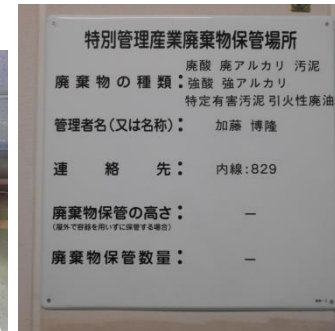
1) ~ 3) は普通の産業廃棄物保管基準と同じ

- 4) **仕切を設けるなど**、他の物が混入するおそれのないように必要な措置をする

保管方法の例



掲示板の例



Point

廃油、PCB汚染物、PCB処理物	<ul style="list-style-type: none"> ・容器に入れて密封する等、廃油、ポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置 ・高温にさらされないために必要な措置
廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・容器に入れて密封する等、腐食を防止するために必要な措置
PCB汚染物、PCB処理物	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食の防止のために必要な措置
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・梱包する等、飛散の防止のために必要な措置
腐敗するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・容器に入れて密封する等、腐敗の防止のために必要な措置

産業廃棄物運搬車への表示及び書類の備え付け

産業廃棄物の収集又は運搬する場合、運搬車の車体の両側面に表示及び書類の備え付け（携帯）を行わなければなりません。

【運搬車への表示】

- ①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ②氏名又は名称
- ③許可番号（下6桁）



【運搬車への書面備え付け（携帯）】

- ①産業廃棄物収集運搬業の許可書（写し）
- ②電子マニフェストの加入証（写し）
- ③以下の事項を記載した書面（電子情報でも可）
 - ・運搬する産業廃棄物の種類および数量
 - ・その運搬を委託した者の氏名または名称



Point

表示、書類携帯を行わなかった場合、**廃棄物処理法違反**となり、行政命令の対象になります。

収集運搬業者、処分業者への委託基準

排出事業者は産廃を自ら処理しなければならないが（排出事業者責任）

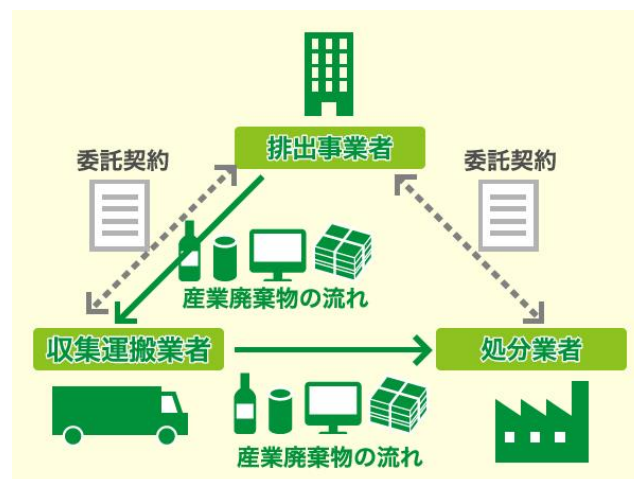
処理を委託することもでき、その場合には「委託基準」を順守する

【主な委託基準】

- ①委託する業者が産業廃棄物処理業の許可（有効期限内）を有する
- ②委託する業者の許可の範囲に、委託する産廃の処理が含まれている
- ③委託契約は書面で行う
- ④委託契約書及び関連書面は、契約終了日から5年間保存
- ⑤産廃の収集運搬委託は、収集運搬業の許可を有する者と、再生を含む中間処理、又は最終処分の委託は、処分業の許可を有する者とそれぞれ二者間で契約し、契約終了日から5年間保存する

Point

運搬業者、処分業者と委託契約を締結していないと排出することはできない。



廃棄物データシート (WDS)

Waste Data Sheet (廃棄物データシート) の略。

排出事業者が、廃棄物処理業者に提供すべき廃棄物特有の情報のこと。

(処理業者と協議の上、廃棄物サンプルや発生工程図、SDSを用いても良い。)

排出事業者



WDSによる
廃棄物情報の提供
(SDS、サンプル等)

処理業者

WDS情報をもとに
適切に処理

廃棄物データシート(WDS)

作成日 平成 年 月 日

1	排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2	廃棄物の名称			
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
	<input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等	
	<input type="checkbox"/> 特別管理 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)	<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)	

Point

WDSは、契約時に提供し、契約書に添付するものであるが
新規処理の見積り時にあらかじめ処理業者へWDSを提供することが望ましい。

電子マニフェストの交付 (JWNET)

電子マニフェストシステム (排出事業者) ヘルプ 閉じる

ver. 4.3.0.H 加入者番号: 1116553 加入者名称: 小島プレス工業 ログイン時刻: 2020/07/17 08:31:41

メニュー

- マニフェスト
- 新規登録
- 予約登録
- 予約情報を検索して登録
- 予約情報を読込で登録
- マニフェスト情報の修正
- マニフェスト情報の取消
- 予約情報の修正
- 予約情報の取消
- マニフェスト情報の照会
- 現場登録支援機能
- 事後登録
- 通知情報
- 重要な通知(登録)
- お知らせ通知(登録)
- 修正・取消通知(登録)
- マニフェスト修正・取消に関する連絡

新規登録

登録

パターン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

排出情報

引渡し日: 2020/07/17 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 一覧 登録担当者 一覧

排出事業場

コード コード取得 事業場追加

名称 一覧 クリア

連絡番号1 連絡番号2 連絡番号3

産業廃棄物情報 追加

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質	放射性物質
-----	----	----	--------	---------	--------	--------	----	-------	--------	------	-------

運搬情報 追加

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再) 自己	再委託収集運搬業者
----	----	----	----	--------	---------	------	-------	------	--------	-----------

処分情報

処分業者 一覧 クリア

処分事業場

処分方法 再生 中間 最終 (選択なし)

再委託先処分業者

最終処分の場所 追加

委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号
-----	----	---------	------	-----	------

備考

備考1 備考2

備考3 備考4

備考5

パターン名称: 登録内容をパターンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ

[ページトップ](#)

Point

マニフェストを発行する者 (登録担当者) が行うこととして

交付義務

処理受託者（収集・処分）に引き渡す際に、マニフェストを正しく交付すること。

措置義務

処理終了報告が期限内にない場合、適切な措置を講ずること。

期限・・・運搬/中間処分は90日以内（特管物は60日以内）、最終処分は180日以内

現地確認義務

■ 処理委託先の現地確認

排出事業者は、委託先の運搬業者または処分業者が委託する産業廃棄物を処理する能力があるか、適正な処理を行っているか確認しなければなりません。
(確認頻度：**少なくとも年1回**)

■ 記録の保存義務

確認した結果は記録（チェックシート等）して、**5年間保存**すること。

【確認事項の例】

- 許可の内容と業者の実態は一致しているか。
- 委託先の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か。
- 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか。
- 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか。
- 処理施設の周辺の環境に配慮をしているか。

Point

確認の際には、**現地の写真を撮影**することをお勧めします。

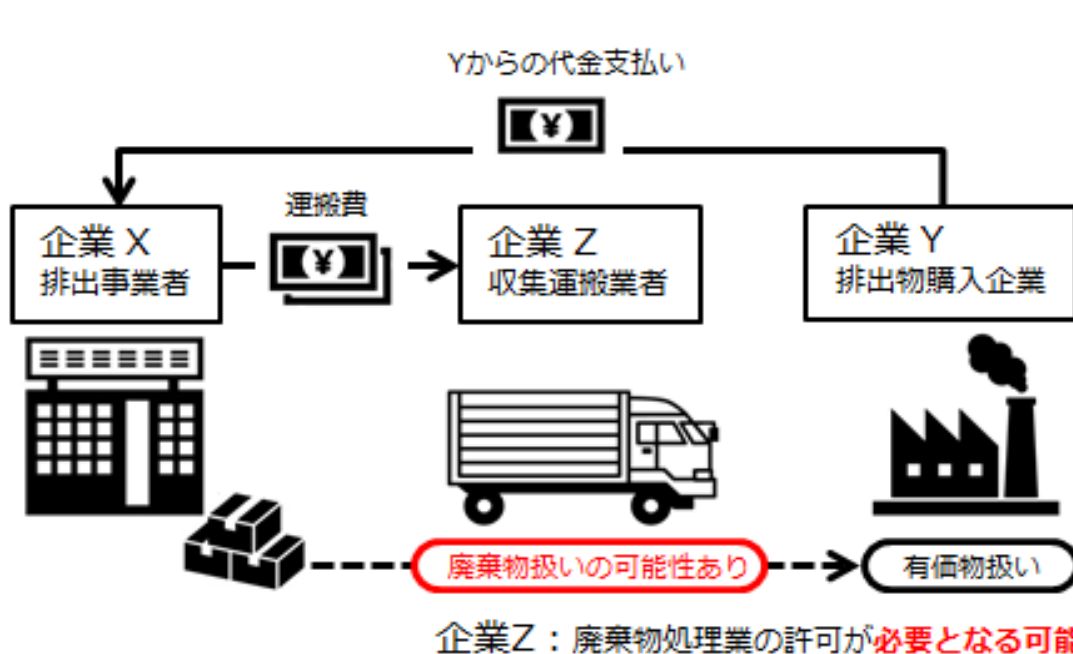
・許可看板 ・工場全体の写真 ・中間処理設備 ・保管されている廃棄物等

産業廃棄物の中間処理施設	
施設管理者名	
産業廃棄物の種類及び能力	<small>金属くず（自動車等破砕物を除く。） ガラスくず・コンクリートくず （工場の敷地、空堀又は路地に伴って生じたものを除く。） 及び角鉄くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 4.5t/日（0.61t/時間） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）</small>
処理の方法	中間処分（破砕）
管理者名	土井孝之 連絡先

産業廃棄物の積替え保管施設

廃棄物の取り扱いで間違いやすいケース①

(1) XがZに運搬費を支払っており、**運搬費が譲渡代金よりも高い場合**



要 項	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	備 考
産業廃棄物の処分に係る御見積り					
【収集運搬費】2t車	1	車	15,000	15,000	
【買取費】					
真剥離試験用ロボット	1	式	-	-50	
小 計				14,950	
消 費 税				1,495	
合 計				16,445	

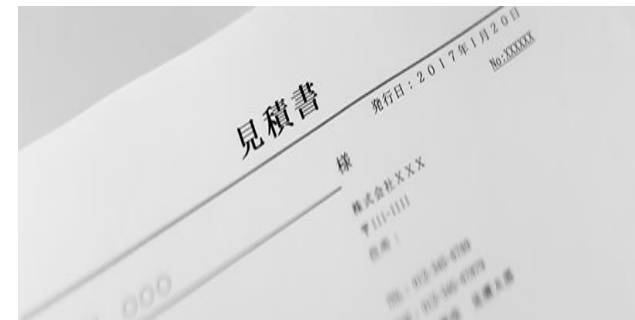
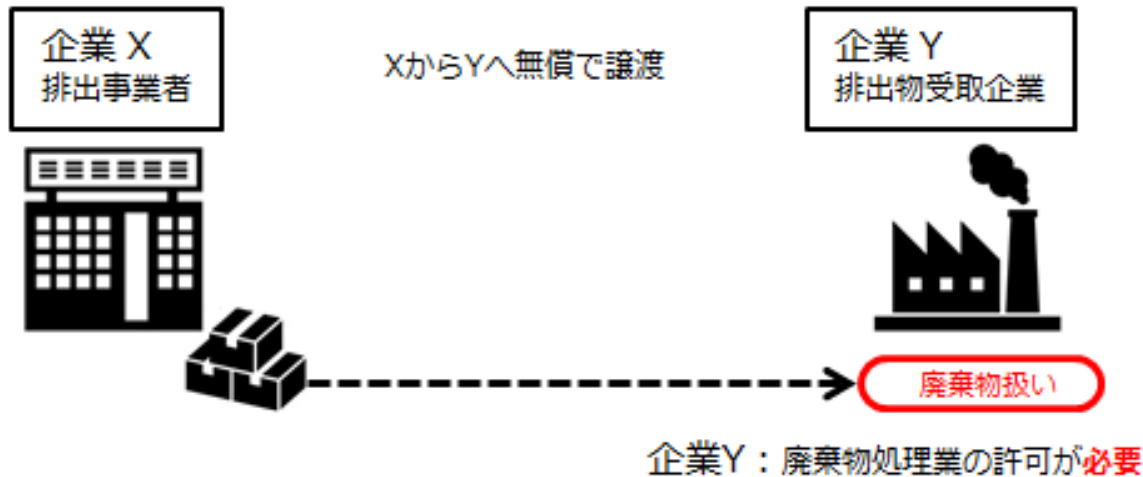
【特記事項】
・上記以外の物品が発生した場合は、別途お見積りとさせていただきます。
・上記金額につきましては、平日(土曜日は弊社カレンダーによる)・日中作業での価格となります。

Point

上記(1)の場合、**有価物ではなく産廃物となるため、 manifests の発行が必要となる。**
※ manifests を発行するためには、委託契約(収集運搬・処分)の締結が必要

廃棄物の取り扱いで間違いやすいケース②

(2) XがYに無償で、使用済み品を譲渡した場合



【よくある問題】

- ・見積書を取り交わしていない
- ・見積書を取り交わしていても金額が0円だから、マニフェストを発行していない

Point

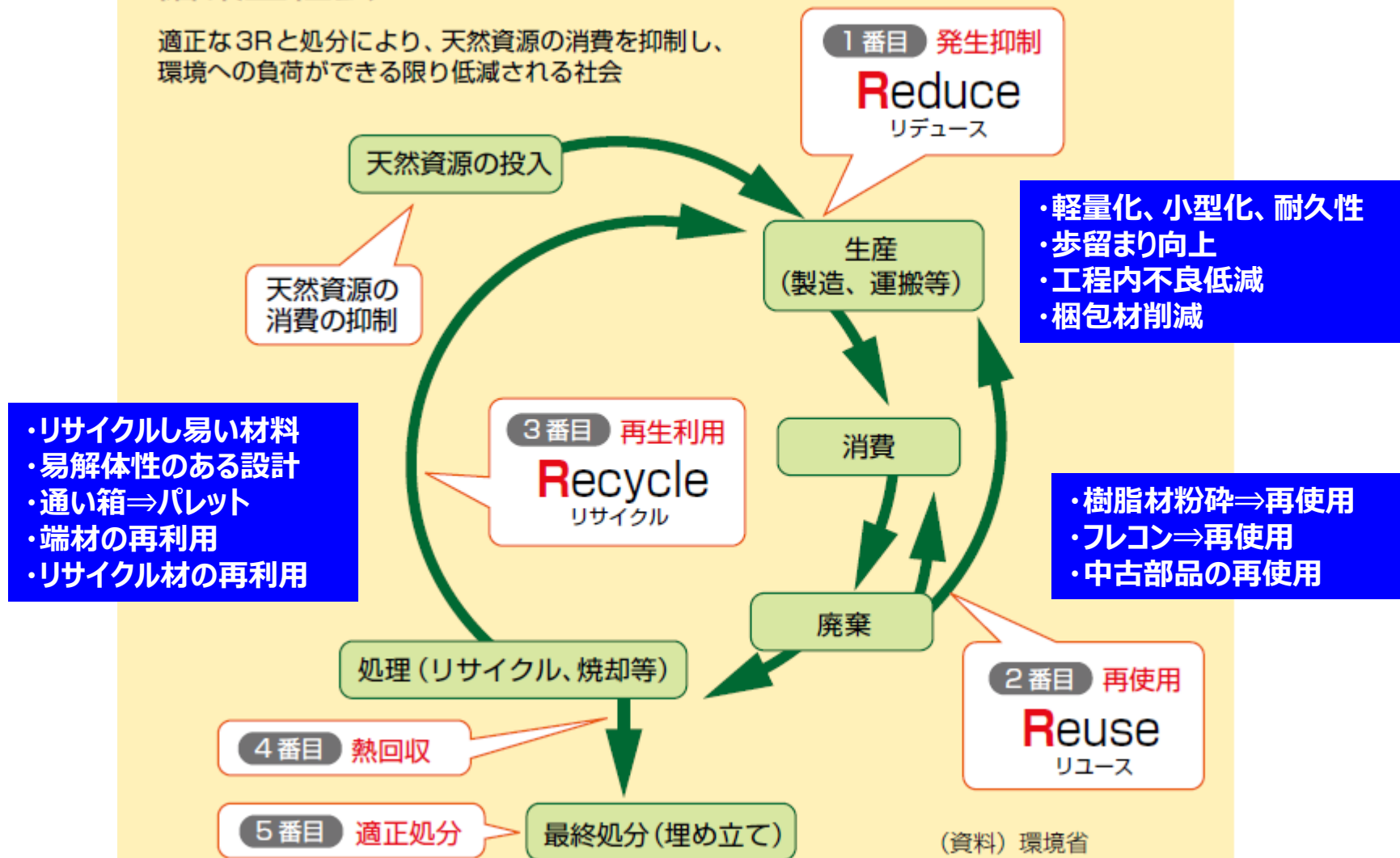
上記(2)の場合、**「0円は有償売却ではない」つまり産廃物だと判断される可能性があるため、マニフェストの発行が必要となる。**

※マニフェストを発行するためには、委託契約（収集運搬・処分）の締結が必要

廃棄物発生量と処理費用の削減 (3R)

循環型社会

適正な3Rと処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会



別紙参考資料

■ 廃棄物処理法で定められた設置許可を必要とする施設

処理業者でも**排出事業者**でも以下の施設を設置する場合は設置許可を受けなければなりません。

処理施設の分類	規模
汚泥の脱水施設	・処理能力が10m ³ /日を超える（都道府県知事） ・処理能力が10m ³ /日を超えない（政令市長）
廃油の油水分離施設	・処理能力が10m ³ /日を超える（都道府県知事） ・処理能力が10m ³ /日を超えない（政令市長）
廃プラスチック類の破碎施設	・処理能力が5ton/日を超える（都道府県知事） ・処理能力が5ton/日を超えない（政令市長）

※他に、「乾燥施設」「焼却施設」「中和施設」「分解施設」などがある。